

入院時の食費・生活療養費変更のお知らせ

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響から、厚生労働省より
令和8年6月1日から入院時の食事代・光熱費の負担額が改正されました。

入院時食事療養

所得区分		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅠ	1食につき510円	1食につき 550円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅢ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき240円 ※長期入院 1食につき190円	1食につき 270円 ※長期入院 1食につき 220円
	低所得Ⅰ	1食につき110円	1食につき 130円
指定難病		1食につき300円	1食につき 330円

※長期入院・・・過去1年の入院が91日以上の患者様
市役所での手続きが必要

生活療養費(65歳以上の方で療養病棟に入院される方の光熱費)

当院では、3階・4階が対象

所得区分		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅠ	1日につき370円	1日につき 430円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅢ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ		
	低所得Ⅰ		
指定難病		1日につき0円	1日につき0円

お願い

本改正は、全国の医療機関共通の制度変更によるものであり、
当院独自の判断ではございません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。